

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人統計センター（以下「法人」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書をいう。）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査室長、経営審議室長その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人統計センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、法人は通則法第39条に規定する会計監査人による監査を義務付けられていないが、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の信頼性及び透明性を確保する観点から自主的に監査法人による外部監査も受けていることから、その結果意見も聴取し、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を実施した。

II 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されたものと認める。
- 2 内部統制システムに関しては適切に機能していると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 財務諸表等は、法人の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- 5 事業報告書は、法令等に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

特になし

平成28年6月27日

独立行政法人 統計センター

監事（非常勤）

前島 修



監事（非常勤）

内野 恵美

